

パブリック・コメント・レターの概要

1. 冒頭

英国は、世界の最も主要な金融センターの1つであるシティーを擁している。シティーは、そのフリー、フェア、グローバルな性格のおかげで、日本の証券発行者を含む外国の証券発行者の財務活動にとって、非常に魅力的な市場であり続けてきている。

2. 日本の証券発行者の懸念

最近、日本の証券発行者の間で、EU (欧州連合) の目論見書指令および透明性指令 (案) におけるEU域外の証券発行者の取扱いについて、懸念が高まっている。これは、主として、これら指令が、EU域内で証券の公募・上場を行っている、または今後行う日本の証券発行者に対し、国際会計基準 (IAS) に従って財務諸表を作成することを義務づけるかもしれないからである。

今回の英国の金融サービス機構 (FSA) の提案についても、英国で主に上場している (primary listing) または英国以外で主に上場している (secondary listing) 海外の証券発行者に対し、国際会計基準 (IAS) または米国会計基準の採用を義務づけることを提案または示唆していることから、日本の証券発行者の間で懸念が高まっている。

米国には32社程度の日本企業が上場している一方、EUでは75社程度の日本企業が株式を上場しており、そのうち25社程度はロンドン証券取引所 (LSE) に上場。また、少なくとも180の日本の証券発行者が転換社債 (CB) やワラント付社債 (WB) を含む債券をEU域内で上場しており、そのうち少なくとも108がロンドン証券取引所 (LSE) に上場。

我々は、ヨーロッパの資本市場、特にシティーが、2005年の欧州資本市場の統合後も、日本の証券発行者にとって引き続き魅力的であることを切望。

しかしながら、仮に日本の証券発行者が国際会計基準 (IAS) に従った財務諸表の作成を義務づけられ、日本の会計基準の使用が認められなければ、日本の証券発行者のシティーその他のEU市場における財務活動を妨げ、ロンドン証券取引所その他のEUの証券取引所からの上場廃止を促し、日本の証券発行者の日本国外での財務努力の焦点がEU以外の市場に移行することとなり得る。

このような結果は、資本市場のグローバル化に沿っていないし、英国経済、EU

経済や日本経済にとっても望ましくないだろう。

我々は、そのような状況を回避し、シティーを含む世界の資本市場の開放的かつグローバルな性格を維持することが、我々相互の利益にかなっていると考えている。この点で、英国 FSA が「英国における強力な海外からの上場市場の維持は、我々の規則目的に包含されている。」と考えていることを歓迎。

3.我が国会計基準の継続的な受容れの要請

我々は、英国 FSA に対し、英国以外で主に上場している制度の維持、ロンドン証券取引所に上場する日本企業が、国際会計基準（または米国会計基準）と同等のものとして日本の会計基準を引き続き使用することを認めることを、真摯に要請する。

金融庁が、既にいくつかの EU 企業に対し、日本の資本市場において、国際会計基準（IAS）に従った財務諸表の使用を認めていること、18社の英国企業に対し、英国会計基準に従った財務諸表の使用を認めていることが留意されるべき。

「金融ビッグバン」の一環として行われた「会計ビッグバン」などを通じて、日本の会計基準は急速に整備され、国際的な会計基準と整合性のあるものとなっている。連結会計、退職給付会計、税効果会計、金融商品の時価会計、固定資産の減損会計や企業結合会計などを整備。別添に日本の会計基準の最近の整備状況を添付（省略）。

我々は、日本の会計基準が、「2003年6月のG8首脳宣言 成長の促進と責任ある市場経済の増進」における「質が高く、国際的に認知されている会計基準」の1つであると考えている。また、我々は、民間の会計基準設定主体として2001年7月に設立され企業会計基準委員会（ASBJ）が、引き続き、国際的に認知されている他の主要な会計基準の整備に沿って日本の会計基準の改善を図るものと考えている。

したがって、日本の会計基準の使用は、データの比較可能性を確保するものと確信。

我々は、英国 FSA に対し、日本の会計基準について説明する用意がある。

(以上)